

倉敷市協働推進員及び協働調整員設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市民参加による協働のまちづくりをめざし、市職員の協働に関する意識の向上を図るとともに、市民公益活動団体等と行政との協働を推進するため、協働推進員及び協働調整員（以下「協働推進員等」という。）を設置する。

(協働推進員等)

第2条 協働推進員は、課（課に相当する組織を含む。）等に置き、当該課の副主任級以上の職にある者のうちから所属長が指名するものをもって充てる。

2 協働調整員は、局等に置き、原則として当該局等の主管課を所掌する部の部長級の職にある者のうちから局等の長が指名するものをもって充てる。

3 前項の規定により協働推進員又は協働調整員を指名したときは、主管課でとりまとめて市民協働推進部長に報告するものとする。

(協働推進員の職務)

第3条 協働推進員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 協働に係る職員の意識啓発に関すること。
- (2) 市民公益活動団体等との協働に関すること。
- (3) 協働に係る関係各課における協議、調整に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協働の推進に関すること。

(協働調整員の職務)

第4条 協働調整員の職務は、協働に係る部局内又は部局間の協議、調整に関することとする。

(支援体制等)

第5条 市民活動推進課は、常に協働推進員等と連携を図るとともに、協働推進員等に対し情報提供、研修その他必要な支援を行うものとする。

(庶務)

第6条 この要綱の実施に必要な事務は、市民活動推進課において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市民協働推進部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。